

向日市下水道事業会計経営

健全化に向けての提言

(案)

平成20年 月

向日市上下水道事業懇談会

1 はじめに

下水道の目的は、下水道法で規定されている「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する」ことであり、下水道は水質保全における中核的施設として位置づけられている。

下水道の役割としては、①周辺環境の改善、②便所の水洗化、③公共用水域の水質汚濁防止、④都市型水害への対策等がある。

向日市では、昭和54年に公共下水道（污水）の供用を開始して以来、精力的に事業を進めたことにより、現在では普及率99.9%と、ほぼすべての市民が公共下水道を利用できる状況となり、他都市に比較して早くから快適で文化的な生活を送れるようになっている。

しかし、一方では、下水道事業特別会計の財政状況を見ると、一般会計全体を上回る額の借入金があり、一般会計から多額の繰り入れを行うなど、経営的に不安定な状況となっている。

また、公共下水道の供用開始から30年が経過し、今後、維持管理費が増加することも予測されることから、一般会計の財政状況に左右されることのないよう、ライフラインとしての公共下水道を事業として安定的に経営できる体制づくりが必要である。

下水道事業は公営企業として、独立採算で事業を行うこととされているが、向日市では事業開始から30年が経過しているにもかかわらず、下水道使用料で経費の一部しか回収できておらず、また、平成10年の改定以来すでに10年が経過している状況にある。

向日市上下水道事業懇談会は、向日市の水道事業及び下水道事業の今後の経営等のあり方、取り組むべき諸課題及びその方策について市長に提言することができることとされている。

従って、当懇談会としては、下水道事業特別会計の経営の安定化のための方策、また、下水道使用料をどうすべきか等について、以下のとおり検討を行った。

2 下水道事業経営の考え方

経費の負担区分については、昭和36年の「第1次下水道財政研究委員会」で、雨水排除及び低湿地帯の滞水の排除については、原則として公費負担、污水の処理は、原則として個人負担とすることが適当であるとされ、

「雨水公費・汚水私費」の原則が確立されている。

また、下水道事業は、地方財政法上、公営企業と位置づけられ、特別会計を設けて行わなければならないとされている。

そして、「その経費は、その性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」とこととされていて、独立採算制が義務づけられている。

ここでの、「適当でない経費」、「客観的に困難であると認められる経費」については、経費の負担区分に基づき、一般会計が負担すべき経費として、公営企業に係る繰出基準で具体的に定められている。

従って、下水道事業の雨水分については、税金等により一般会計が行い、汚水分については、独立採算で利用者の負担により経営を行うこととなっているものである。

3 向日市の下水道

向日市では、まず汚水事業として、昭和48年に京都府の「桂川右岸流域下水道事業」関連の「向日市公共下水道事業」として都市計画決定を行い、昭和49年には下水道事業認可を受け、50年から工事に着手、54年11月に森本町の一部から供用を開始した。

その後、市の重点施策として積極的に推進したことにより、地理的な条件と相まって、平成8年度には人口普及率が99.9%に達し、ほぼ完成の状況となった。

一方、雨水事業では、平成元年に都市計画決定の変更を行い、平成7年下水道事業認可の変更を行った。

そして、現在までに「寺戸川1号・2号幹線、石田川1号幹線」が完成し、平成18年度からは「石田川2号幹線」築造工事に着手している。

また、京都府の雨水事業としては、平成13年に「桂川右岸流域下水道雨水北幹線第1号管きよ（いろは呑龍トンネル）」が供用を開始した。

平成18年度末までに向日市が投下した事業費は、市の事業分としては、汚水事業で186億円、雨水事業で51億円、また、京都府の桂川右岸流域下水道事業への負担金として、汚水分で33億円、雨水分で36億円を支出している。

また、これら事業に対する借入金（地方債）残高は、平成18年度末で、汚水分104億円、雨水分51億円、計155億円となっている。

財政面では、昭和53年に下水道事業特別会計を設置、54年に公共下水道使用料条例を制定した後、平成4年と5年の2か年にわたり、37.9%、平成10年に23.6%の使用料改定を行っている。

向日市下水道事業特別会計は黒字決算となっているが、実質的には、収支不足額をすべて一般会計から繰り入れており、平成18年度では下水道使用料収入が約6億円であるのに対し、汚水分の繰り入れは約5億円であり、うち基準外は約4億円となっている。

また、歳入の地方債には、過去の借入金に対する償還金に対して新たな借り入れをするという資本費平準化債が3億円以上あり、この資本費平準化債を借り入れないとすれば、基準外の繰入金は7億5,000万円に達することとなる。

これらのことから、下水道使用料で回収できている経費の割合は43%で、残りの57%は一般会計が負担していることとなっている。

ただ、平成19年度から、使用料回収率について、地方債の繰上償還や資本費平準化債の取り扱いが変更となったこと、また、国の繰り出し基準において「分流式下水道等に要する経費」が創設されたことから、従来の計算方法が変更となった。

そのため、これらについて以下のとおり検討を行い、下水道使用料算定における資料とした。

4 資本費平準化債と分流式下水道等に要する経費

平成19年度決算から、国における汚水処理費の算定方法が大きく変更となった。

まず、資本費の算定において、資本費平準化債や借換債を財源として支出した部分については、その経費から除くこととされた。

これにより、下水道使用料で費用のどれだけの部分が回収できているかを表す「経費回収率」を平成18年度分で計算すると、従来43%であったものが59%まで上昇することとなる。

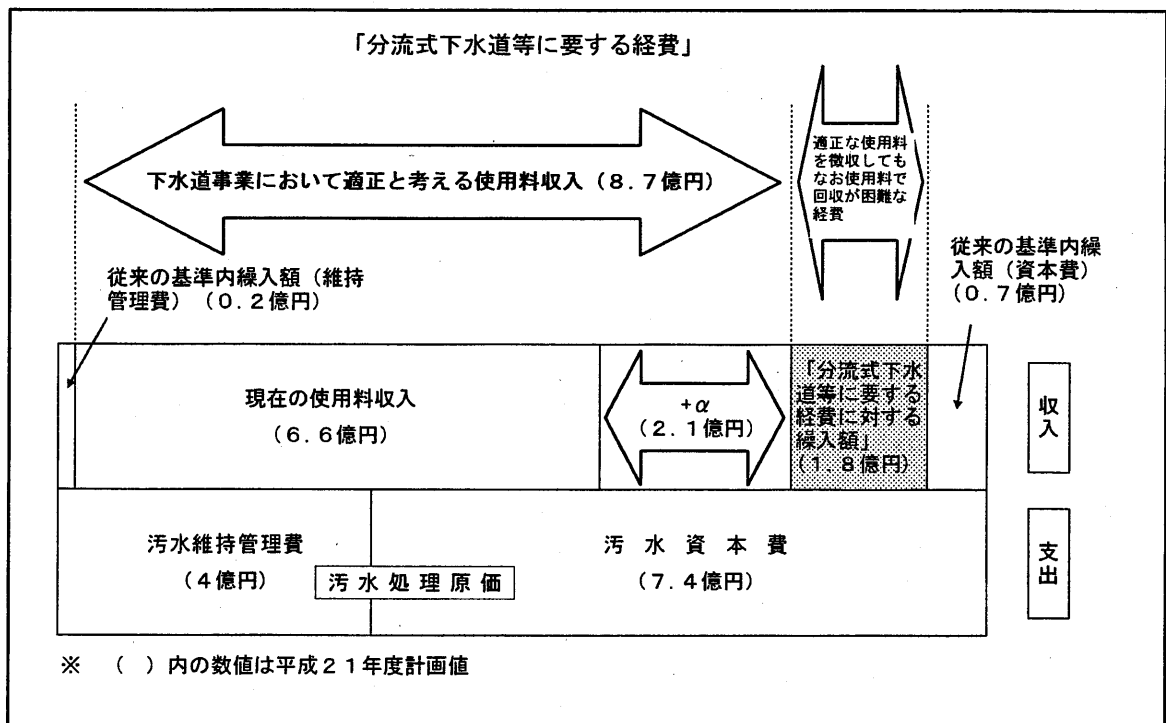
また、繰り出し基準に「分流式下水道等に要する経費」が新たに加わったことにより、一般会計から下水道事業特別会計への繰り出し金のルールが変更となった。

総務省通知により繰り出し基準に設定された「分流式下水道等に要する経費」は、「汚水処理原価」から「適正と考えられる使用料収入」及び「従来の繰り出し基準額」を除いた「適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収が困難な経費」とすることとなっている。(図参照)

この「分流式下水道等に要する経費」を繰り出し基準に含めることについては、「適正と考えられる使用料収入」を徴収することが前提となっているが、平成18年の「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」で月3,000円(20m³)という下水道使用料が他の公共料金と比較しても妥当な水準であるとされた。

これが現在の国における基準とされ、繰り出し基準における高資本費対策、地方債の繰上償還の条件等に規定されており、この基準をクリアすべきものとされている。

なお、向日市の平成18年度末現在における使用料は、一般家庭で月20m³使用すると1,879円(税込)で、下水道会計における使用料収入を有収水量で割った1m³あたり平均単価は108円となっている



5 健全化の考え方

向日市の汚水に係る公共下水道事業は、平成8年度にはほぼ完成しており、今後の経費としては人件費、処理場(洛西浄化センター)への維持管

理負担金及び今までに施設建設のために借り入れた地方債の元利償還金が主なものであり、年度間による変動が少ない内容となっている。

平成21年度から23年度の財政計画における支出の内容を見ると、まず、汚水の処理費である京都府への維持管理負担金の支払いは、毎年、約2億6,000万円で支出総額の17.5%を占めているが、これは下水道使用水量と連動していること、また、負担金単価についても京都府の財政計画に基づき関連市町の協定に定められているため、変更する余地に乏しい。

元利償還金は、平成18年度末の汚水に係る地方債残高が約104億円あり、毎年11億円近くを支払わなければならない、支出総額に占める割合は71.2%にもなっている。

この2つで支出の90%近くを占めており、その他、職員6名分の人件費が2.7%、水道会計への徴収業務等の負担金が2.6%となっており、委託料や工事費などは僅かで、下水道事業会計だけの努力では経営の改善は困難となっている。

なお、元利償還金については、汚水に係る事業がほぼ終了していることから、地方債残高は確実に減少していくが、償還金に対する起債である資本費平準化債を新たに借り入れていることにより、その減少傾向は緩やかなものとなっている。

一方、収入面では、主な収入である下水道使用料について、水洗化普及率が平成18年度末で97%に達していることや、節水機器の普及などにより水需要が毎年減少し続けている状況にあるため、今後の増収は期待できない。

資本費平準化債は今後の借入利率の動向等によっては、借り入れをしないこととも想定され、その場合、一般会計から下水道事業会計への繰り出しが多額となり、困難となることも予測される。

繰入金増加は、利用者間で使用量に大きな差があることから市民間の公平性を損なうこと、また、福祉・道路など他の事業に対する資金配分の減少により市民サービスの低下をきたすことになる。

また、資本費平準化債の発行による地方債の増加は問題の先送りとなり、金利負担が長期化することとなる。

いずれにしても、資本費平準化債は新たな利息が発生し、また、その償還が長期間となるため、下水道財政の健全化には財源を手当てして利子負担を早期に解消する方が望ましいであろう。

6 適正な下水道使用料のあり方

以上のことから、汚水に係る処理原価から資本費平準化債等を除き、前述の算定方法による「分流式下水道等に要する経費」を新たに一般会計からの基準内繰入金に含めることとし、これらで処理してもなお不足する額については、使用者の受忍感を考慮しつつ、原則的に下水道使用料で回収すべきであるとの結論に至った。

そこで、平成21年度から23年度の3か年を算定期間とし、経費に対する適正使用料について試算を行うと、上記の「分流式下水道等に要する経費」の算定方法から、使用料単価は1m³当たり150円という額になる。

この額であれば経費回収率が100%となり、独立採算が確立されることとなる。

しかし、料金算定期間中における使用料単価からすれば約33%もの大幅な値上げとなり、使用者の理解を得ることが難しいと考えられるため、段階的に使用料を改定することが望ましい。

そこで、平成18年度の全国平均が1m³当たり133円であること、また、近隣市の京都市が130円、長岡京市が122円、大山崎町が121円であることから、平成21年度は約2分の1相当分の15%程度（一般家庭月20m³使用で280円（税込）程度）の改定に止めるべきであろう。

なお、超過料金が逡増制になっており、現在、同じ1m³の使用でも、使用水量によって95円から280円まで3倍近い開きがある。

近年の水需要の動向から見て、この逡増制に関しては、これ以上差をつけることには問題があると考えられる

7 むすび

下水道事業は汚水私費・雨水公費の原則があるほか、会計上では公営企業と位置づけられていて、独立採算で経営を行うことが義務づけられている。

しかし、向日市の下水道事業会計は、現在、一般会計から基準以外の、いわゆる赤字補てん的な繰り入れを行うことや、資本費平準化債という新たな借金をすることによって収支均衡を図っている状況となっている。

今回、提案どおりの使用料改定を行えば、繰り出し基準の増額等を含めることにより経費の回収率が86%となり、向日市下水道事業会計の独立採算への改善が進むこととなる。

また、下水道事業は地方公営企業法が任意適用となっているが、水道事業と同じく多くの資産を所有し、資産の運営により営業活動を行っていること、公共下水道の供用開始から30年が経過していることなどから、経営状況を明らかにするために、地方公営企業法の適用も視野に入れて今後検討されたい。

その他、下水道使用料の改定に当たっては、以下の点に留意いただき下水道使用者の理解を得るよう務められたい。

- 1 元利償還金が費用の大きなウェイトを占めているため、過去に借り入れた高金利の地方債について借り換えができるよう、国に強く働きかけられたい。
- 2 年度により有収率の変動が大きいとため、処理場の管理者である京都府や関連市町と連携し、不明水対策を行い有収率の向上に努められたい。
- 3 水道事業会計と連携して下水道使用料の滞納対策を進め、収納率の向上に努められたい。
- 4 未水洗家屋に対する水洗化の働きかけを積極的に進め、環境の改善と下水道使用料の増収を図られたい。
- 5 下水道事業に対する市民の理解を深めてもらうため、より一層の情報提供に努められたい。

財政計画 (15%改定後)

(1) 収益の収支、資本的収支

(単位:千円)

区 分	年 度	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算見込)	平成20年度 (見込)	使用料算定期間			計	
					平成21年度	平成22年度	平成23年度		
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	922,977	919,110	857,266	980,281	985,282	987,430	2,952,993	
	(1) 営 業 収 益 (B)	633,213	660,547	656,700	755,386	754,435	750,534	2,260,355	
	ア 料 金 収 入	633,213	660,547	656,700	755,386	754,435	750,534	2,260,355	
	(2) 営 業 外 収 益	289,764	258,563	200,566	224,895	230,847	236,896	692,638	
	ア 他 会 計 繰 入 金	284,582	255,359	190,912	221,872	227,824	233,873	683,569	
	イ 水洗便所改造資金融資幹旋預託金の戻入分等	5,182	3,204	9,654	3,023	3,023	3,023	9,069	
	収益的 支出	2 総 費 用 (C)	836,618	864,414	773,762	783,581	764,330	748,821	2,296,732
		(1) 営 業 費 用	342,010	397,024	374,575	401,004	398,988	402,026	1,202,018
		ア 職 員 給 与 費	58,562	52,090	43,526	51,000	51,000	51,000	153,000
		イ 京都府に対する維持管理負担金	221,678	262,922	253,848	266,184	264,177	262,206	792,567
		ウ 使用料徴収事務負担金	33,193	33,169	41,717	33,000	33,000	33,000	99,000
		エ 下水道業務負担金	6,267	6,242	6,385	6,300	6,300	6,300	18,900
		オ 維持管理に係る委託料及び工事費等	12,059	10,142	20,350	15,900	15,900	20,900	52,700
		カ 消費税及び地方消費税	8,116	28,898	5,582	27,000	27,000	27,000	81,000
		キ 消耗品等	2,135	3,561	3,167	1,620	1,611	1,620	4,851
(2) 営 業 外 費 用		494,608	467,390	399,187	382,577	365,342	346,795	1,094,714	
ア 支 払 利 息	491,608	464,390	396,187	379,577	362,342	343,795	1,085,714		
うち資本費平準化債利息	13,181	21,157	29,297	37,594	45,762	53,042	136,398		
イ 水洗便所改造資金融資幹旋預託金等	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	9,000		
3 収 支 差 引 (A)-(C) (D)	86,359	54,696	83,504	196,700	220,952	238,609	656,261		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (E)	683,659	1,422,475	646,547	549,126	517,038	505,811	1,571,975	
	(1) 地 方 債	439,600	1,145,600	402,000	390,400	365,400	353,100	1,108,900	
	うち資本費平準化債	329,000	333,200	351,900	360,400	335,400	323,100	1,018,900	
	(2) 他 会 計 補 助 金	244,059	276,875	244,547	158,726	151,638	152,711	463,075	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (F)	765,747	1,474,346	740,903	745,826	737,990	744,420	2,228,236
		(1) 建 設 改 良 費	27,084	29,871	50,499	30,000	30,000	30,000	90,000
		(2) 地 方 債 償 還 金 (G)	738,663	1,444,475	690,404	715,826	707,990	714,420	2,138,236
うち資本費平準化債元金	0	0	14,056	28,995	45,585	62,643	137,223		
3 収 支 差 引 (E)-(F) (H)	△ 82,088	△ 51,871	△ 94,356	△ 196,700	△ 220,952	△ 238,609	△ 656,261		
収 支 再 差 引 (D)+(H) (I)	4,271	2,825	△ 10,852	0	0	0	0		
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (J)	6,156	10,427	13,252	0	0	0	0		
形 式 収 支 (I)+(J) (K)	10,427	13,252	2,400	0	0	0	0		

企 業 債 現 在 高	10,419,254	10,120,379	9,831,975	9,506,549	9,163,959	8,802,639	
-------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	--

(2) 一般会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算見込)	平成20年度 (見込)	使用料算定期間			計
					平成21年度	平成22年度	平成23年度	
収 益 的 収 支 分		284,582	255,359	190,912	221,872	227,824	233,873	683,569
うち基準内繰入金		45,601	255,359	190,912	221,872	227,824	233,873	683,569
うち分流式下水道等に要する経費		0	213,076	147,074	177,813	183,250	187,370	548,433
うち基準外繰入金		238,981	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		244,059	276,875	244,547	158,726	151,638	152,711	463,075
うち基準内繰入金		56,876	44,202	42,357	44,260	38,063	37,028	119,351
うち基準外繰入金		187,183	232,673	202,190	114,466	113,575	115,683	343,724
収 益 的 + 資 本 的 収 支 分		528,641	532,234	435,459	380,598	379,462	386,584	1,146,644
うち基準内繰入金		102,477	299,561	233,269	266,132	265,887	270,901	802,920
うち基準外繰入金		426,164	232,673	202,190	114,466	113,575	115,683	343,724

(3) 経営指標

(単位:千円)

区 分	年 度	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算見込)	平成20年度 (見込)	使用料算定期間			計
					平成21年度	平成22年度	平成23年度	
汚 水 処 理 費		1,470,327	891,033	871,743	869,852	868,010	866,217	2,604,079
維持管理費		324,560	381,350	352,521	383,181	381,165	384,203	1,148,549
資本費		1,145,767	509,683	519,222	486,671	486,845	482,014	1,455,530
経 費 回 収 率 (%)		43.1	74.1	75.3	86.8	86.9	86.6	86.8
維持管理費 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
資本費 (%)		26.9	54.8	58.6	76.5	76.7	76.0	76.4
有 収 水 量 (m ³)		5,840,847	5,944,429	5,811,623	5,799,013	5,786,736	5,774,782	17,360,531
使 用 料 単 価 (円)		108	111	113	130	130	130	130
汚 水 処 理 原 価 (円)		252	150	150	150	150	150	150
維持管理費 (円)		56	64	61	66	66	67	66
資本費 (円)		195	86	89	84	84	83	84

財政計画 (現行)

(1) 収益の収支、資本的収支

(単位:千円)

区分	年 度	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算見込)	平成20年度 (見込)	使用料算定期間				
					平成21年度	平成22年度	平成23年度	計	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	922,977	919,110	857,266	881,753	886,878	889,535	2,658,166
		(1) 営 業 収 益 (B)	633,213	660,547	656,700	656,858	656,031	652,639	1,965,528
		ア 料 金 収 入	633,213	660,547	656,700	656,858	656,031	652,639	1,965,528
		(2) 営 業 外 収 益	289,764	258,563	200,566	224,895	230,847	236,896	692,638
		ア 他 会 計 繰 入 金	284,582	255,359	190,912	221,872	227,824	233,873	683,569
		イ 水洗便所改造資金融資幹旋預託金の戻入分等	5,182	3,204	9,654	3,023	3,023	3,023	9,069
	収益的 支出	2 総 費 用 (C)	836,618	864,414	773,762	783,581	764,330	748,821	2,296,732
		(1) 営 業 費 用	342,010	397,024	374,575	401,004	398,988	402,026	1,202,018
		ア 職 員 給 与 費	58,562	52,090	43,526	51,000	51,000	51,000	153,000
		イ 京都府に対する維持管理負担金	221,678	262,922	253,848	266,184	264,177	262,206	792,567
		ウ 使用料徴収事務負担金	33,193	33,169	41,717	33,000	33,000	33,000	99,000
		エ 下水道業務負担金	6,267	6,242	6,385	6,300	6,300	6,300	18,900
		オ 維持管理に係る委託料及び工事費等	12,059	10,142	20,350	15,900	15,900	20,900	52,700
		カ 消費税及び地方消費税	8,116	28,898	5,582	27,000	27,000	27,000	81,000
		キ 消耗品等	2,135	3,561	3,167	1,620	1,611	1,620	4,851
		(2) 営 業 外 費 用	494,608	467,390	399,187	382,577	365,342	346,795	1,094,714
		ア 支 払 利 息	491,608	464,390	396,187	379,577	362,342	343,795	1,085,714
		うち 資本費平準化債利息	13,181	21,157	29,297	37,594	45,762	53,042	136,398
		イ 水洗便所改造資金融資幹旋預託金等	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	9,000
3 収 支 差 引 (A)-(C) (D)	86,359	54,696	83,504	98,172	122,548	140,714	861,434		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (E)	683,659	1,422,475	646,547	647,654	615,442	603,706	1,866,802
		(1) 地 方 債	439,600	1,145,600	402,000	390,400	365,400	353,100	1,108,900
		うち 資本費平準化債	329,000	333,200	351,900	360,400	335,400	323,100	1,018,900
	(2) 他 会 計 補 助 金	244,059	276,875	244,547	257,254	250,042	250,606	757,902	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (F)	765,747	1,474,346	740,903	745,826	737,990	744,420	2,228,236
		(1) 建 設 改 良 費	27,084	29,871	50,499	30,000	30,000	30,000	90,000
		(2) 地 方 債 償 還 金 (G)	738,663	1,444,475	690,404	715,826	707,990	714,420	2,138,236
		うち 資本費平準化債元金	0	0	14,056	28,995	45,585	62,643	137,223
3 収 支 差 引 (E)-(F) (H)	△ 82,088	△ 51,871	△ 94,356	△ 98,172	△ 122,548	△ 140,714	△ 361,434		
収 支 再 差 引 (D)+(H) (I)	4,271	2,825	△ 10,852	0	0	0	0		
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (J)	6,156	10,427	13,252	0	0	0	0		
形 式 収 支 (I)+(J) (K)	10,427	13,252	2,400	0	0	0	0		

企 業 債 現 在 高	10,419,254	10,120,379	9,831,975	9,506,549	9,163,959	8,802,639	
-------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	--

資料 2-2

(2) 一般会計繰入金

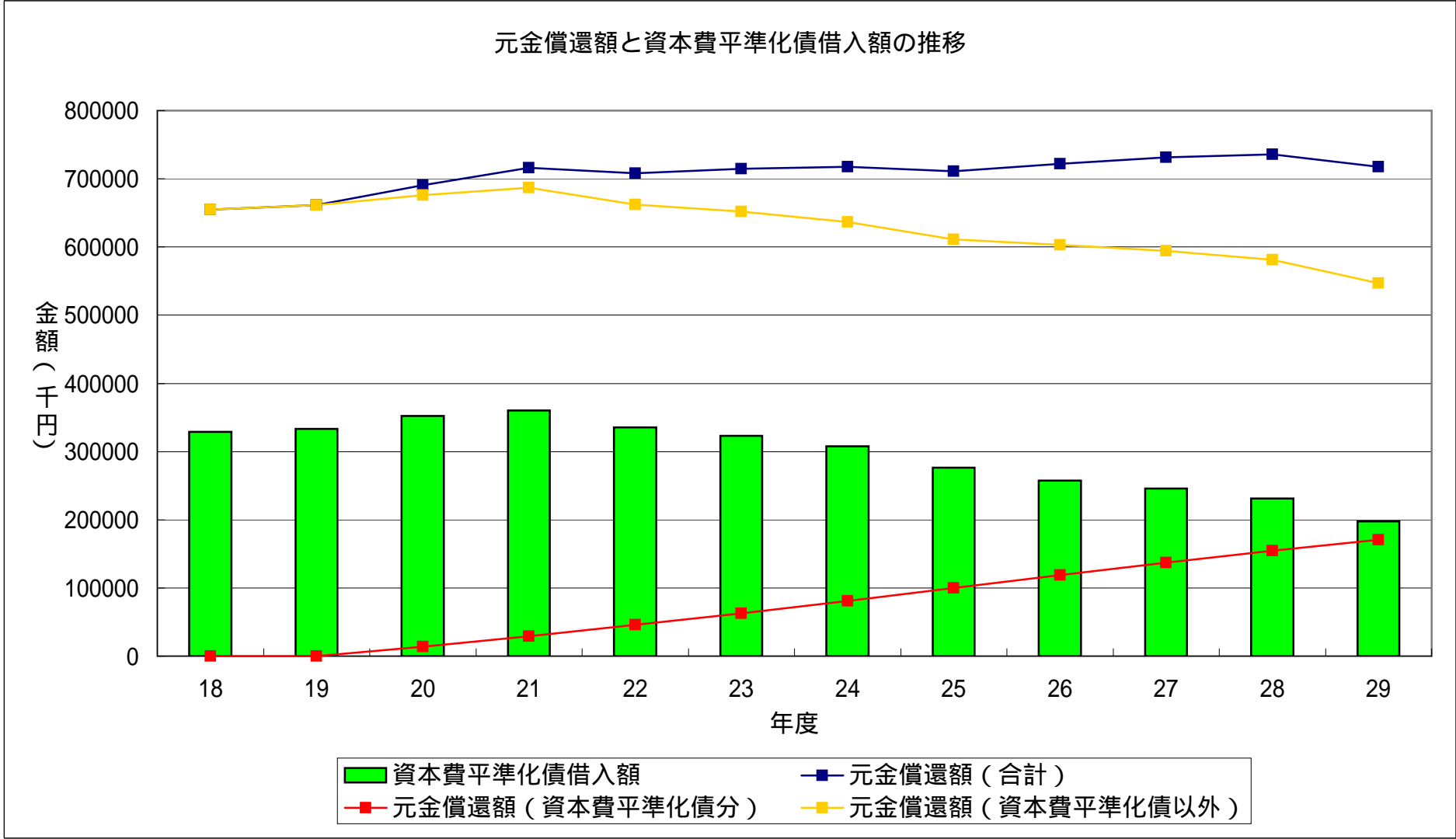
単位:千円)

区 分	年 度	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算見込)	平成20年度 (見込)	使用料算定期間			計
					平成21年度	平成22年度	平成23年度	
収 益 的 収 支 分		284,582	255,359	190,912	221,872	227,824	233,873	683,569
うち基準内繰入金		45,601	255,359	190,912	221,872	227,824	233,873	683,569
うち分流式下水道等に要する経費		0	213,076	147,074	177,813	183,250	187,370	548,433
うち基準外繰入金		238,981	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		244,059	276,875	244,547	257,254	250,042	250,606	757,902
うち基準内繰入金		56,876	44,202	42,357	44,260	38,063	37,028	119,351
うち基準外繰入金		187,183	232,673	202,190	212,994	211,979	213,578	638,551
収 益 的 + 資 本 的 収 支 分		528,641	532,234	435,459	479,126	477,866	484,479	1,441,471
うち基準内繰入金		102,477	299,561	233,269	266,132	265,887	270,901	802,920
うち基準外繰入金		426,164	232,673	202,190	212,994	211,979	213,578	638,551

(3) 経営指標

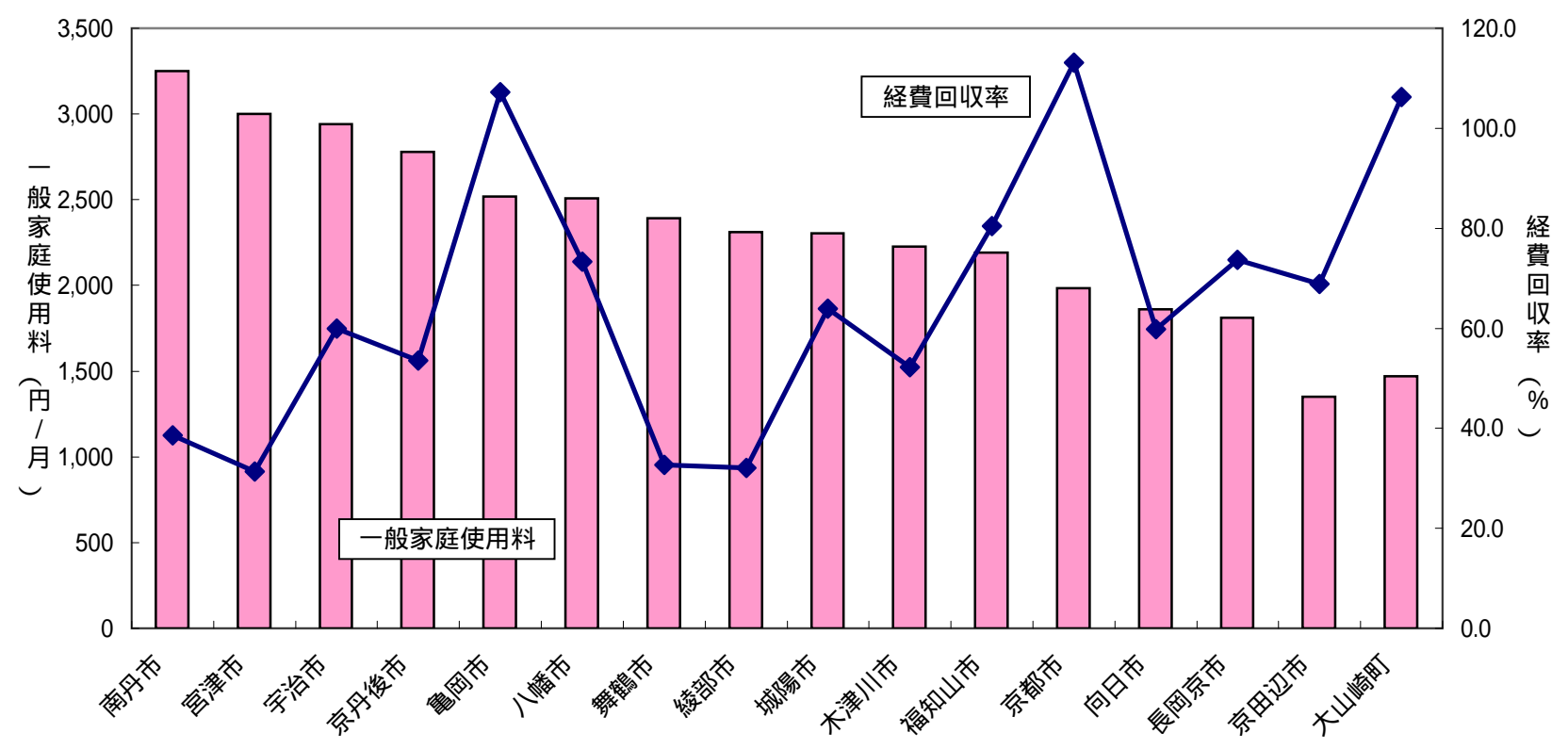
(単位:千円)

区 分	年 度	平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算見込)	平成20年度 (見込)	使用料算定期間			計
					平成21年度	平成22年度	平成23年度	
汚 水 処 理 費		1,470,327	891,033	871,743	869,852	868,010	866,217	2,604,079
維持管理費		324,560	381,350	352,521	383,181	381,165	384,203	1,148,549
資 本 費		1,145,767	509,683	519,222	486,671	486,845	482,014	1,455,530
経 費 回 収 率 (%)		43.1	74.1	75.3	75.5	75.6	75.3	75.5
維持管理費 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
資 本 費 (%)		26.9	54.8	58.6	56.2	56.5	55.7	56.1
有 収 水 量 (m3)		5,840,847	5,944,429	5,811,623	5,799,013	5,786,736	5,774,782	17,360,531
使 用 料 単 価 (円)		108	111	113	113	113	113	113
汚 水 処 理 原 価 (円)		252	150	150	150	150	150	150
維持管理費 (円)		56	64	61	66	66	67	66
資 本 費 (円)		195	86	89	84	84	83	84



地方債の借換えに係る元金の繰上償還分を除く

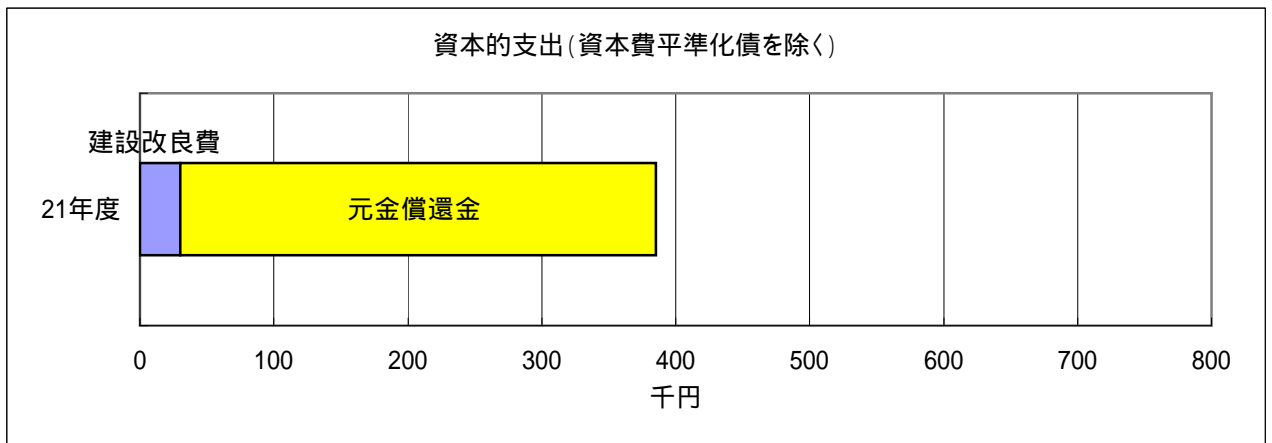
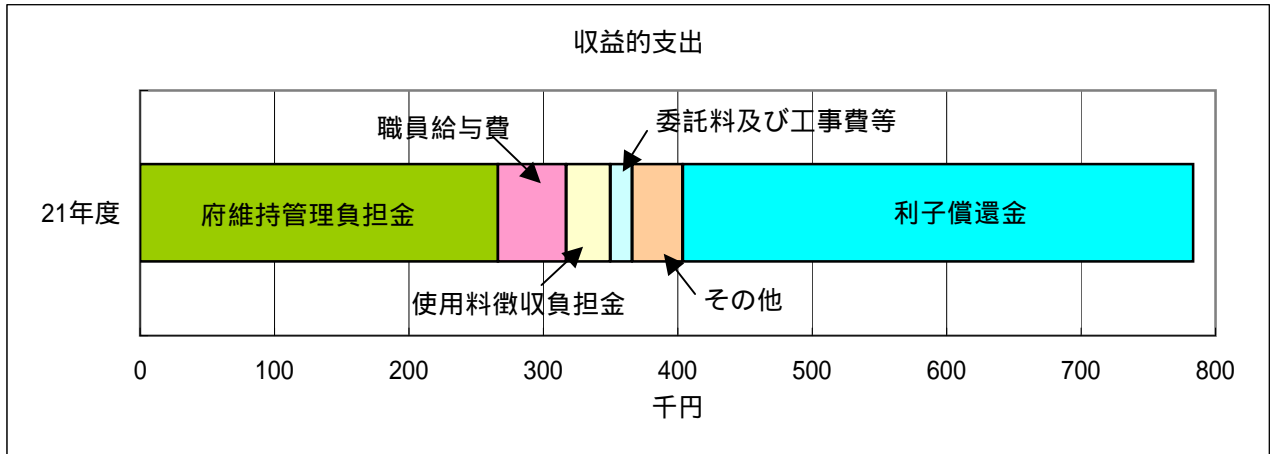
一般家庭使用料と経費回収率



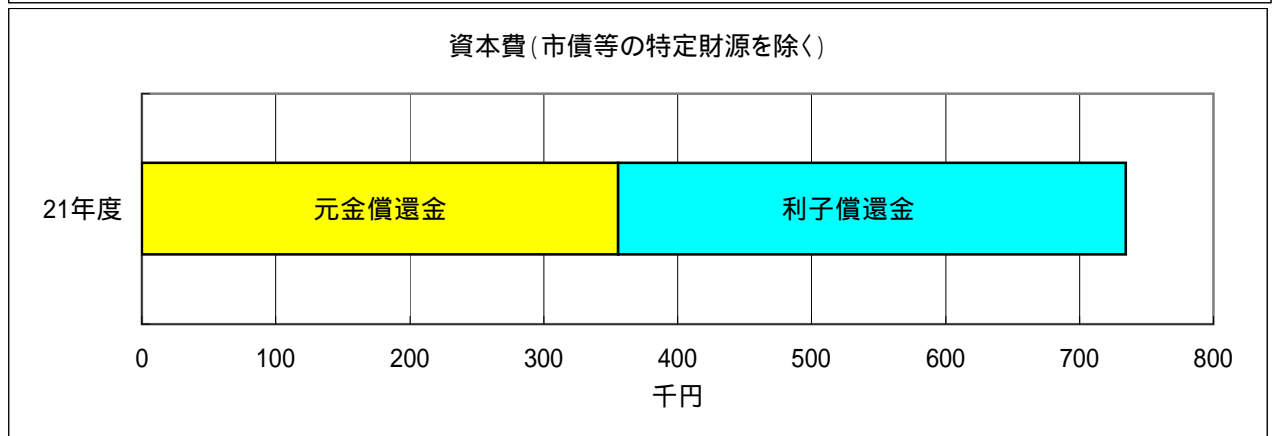
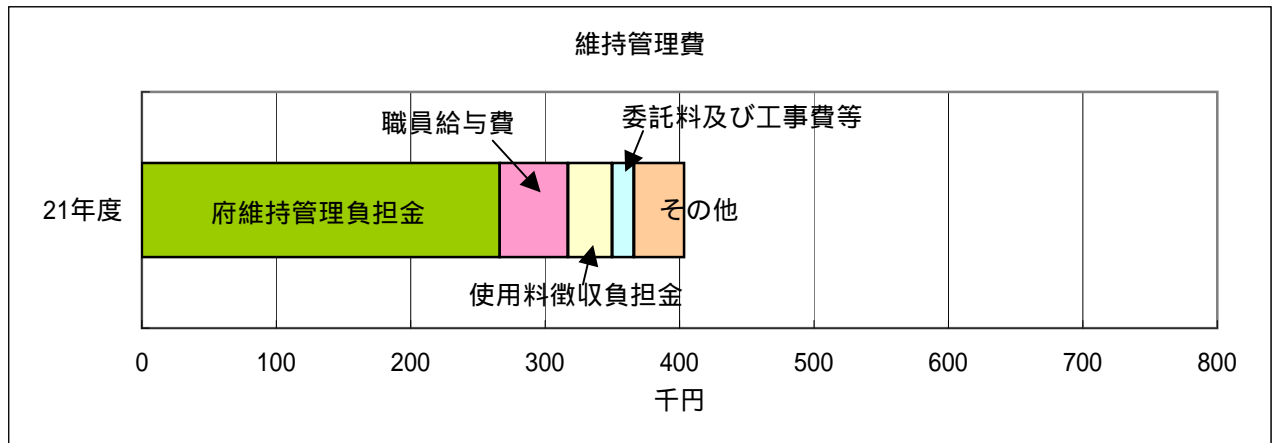
一般家庭使用料は、月20m3使用の場合(消費税込み)

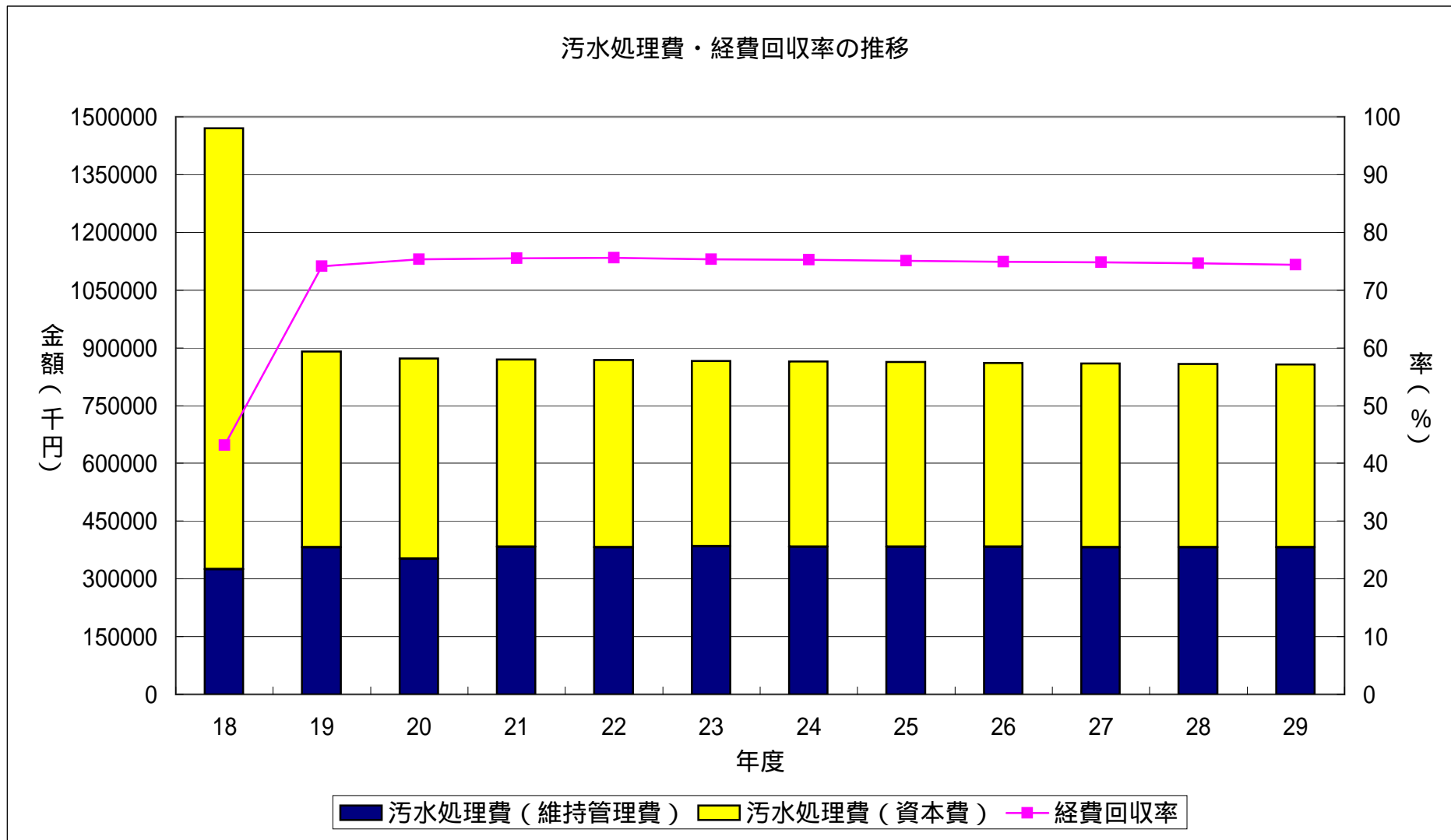
総務省発行「平成18年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より

収益的支出及び資本的支出内訳グラフ



維持管理費及び資本費内訳グラフ





* 平成19年度から、資本費の算定から資本費平準化債を除き、「分流式下水道等に要する経費」について資料2の考え方にに基づき繰入金算入した場合

資本費平準化債について

1 資本費平準化債の目的

資本費平準化債とは、簡単に言えば「借金返済のための借金」です。

この地方債の目的は、作った下水道管の耐用年数とその財源として借り入れた地方債の償還期間の時間差によって生じる資金不足を解消することです。

地方債の償還期間は23年または25年となっています。一方、下水道施設の耐用年数は44年ですので、耐用年数と元金の償還期間の間に約20年の時間差が生じる形になります。

例えば、耐用年数が50年のものを50年間で返済するような条件の借金であれば、各世代で借金を均等に負担しているといえます。ところが、耐用年数が50年のものを30年間で返済しなければならない場合、耐用年数との差である20年間の将来負担分までその30年間で返済していることとなります。

このような時間差による資金不足を解消し世代間の負担の公平化を図る、つまり「資本費」を「平準化」するために設けられたのが資本費平準化債という地方債です。

2 資本費平準化債の仕組み

資本費平準化債の借入可能額は以下の算式で求められます。

$$\begin{aligned} \text{各年度の元金償還額（平準化債分を除く）} &- \text{各年度の減価償却額} \\ &= \text{資本費平準化債借入可能額} \end{aligned}$$

<例>

(1) 下水道管の完成時期	2000年度末
(2) 下水道管の建設費用	100万円
下水道管の耐用年数	10年

- (3) 建設費用に充てた地方債の額 100 万円
地方債の借入条件 償還期間 5 年
元金均等償還で据置期間なし
- (4) 資本費平準化債の借入条件 償還期間 5 年
元金均等償還で据置期間なし

下水道管の耐用年数は 10 年ですから、毎年 10 万円ずつ減価償却していきます。

一方、その建設費用として借り入れた地方債については、毎年 20 万円ずつ元金を返済し 5 年間で完済するため、差額の 10 万円について資本費平準化債の借り入れが認められます。

建設費用として借りた額を返済していくと同時に、資本費平準化債については新たな別の借金として返済していきます。この点で、元の借金の残高をそのまま引き継ぐ「借換え」とは趣旨が異なります（次頁参照）。

(注) 実際に資本費平準化債の借入可能額を算出する際に用いる減価償却額は次の算式で求めます。

$$\text{減価償却額} = \text{地方債借入総額} \div 44 (\text{年}) \times 0.9 (\text{乗率})$$

地方債借入総額は、当該年度の 44 年前から当該年度の前年度までの地方債借入額の総額です。ただし、資本費平準化債と借換え債は含めません。

44 (年) は、下水道事業に係る全固定資産の耐用年数を当該資産の取得価格で加重平均して算出した年数。

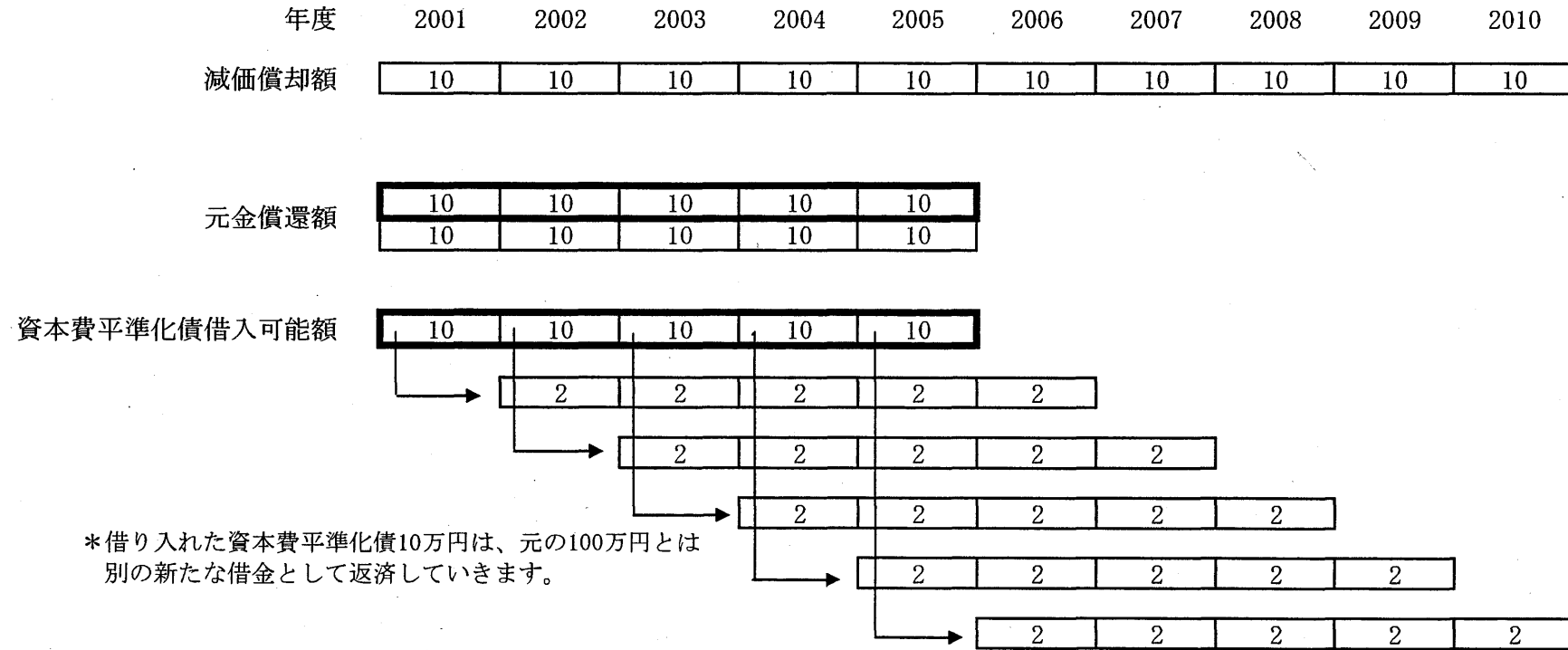
0.9 は、減価償却終了後の残存価格を 10% と想定したことによる乗率。

3 資本費平準化債が収支に及ぼす影響

単年度で見れば、資本費平準化債を借り入れることにより、その分一般会計からの繰入金（基準外の繰入金）が減額されます。

長期的にみれば、借入年度以降の元金と利子の償還額の増加要因となります。低い利率への借換えのように、利子の償還額を減額させるような効果はありません。

資本費平準化債の仕組み



資本費の平準化が図られた

2001年～2005年までの間、各年度の元金償還額

10
10

 と各年度の減価償却額

10

 の差額

10

 が資本費平準化債借入可能額となります。